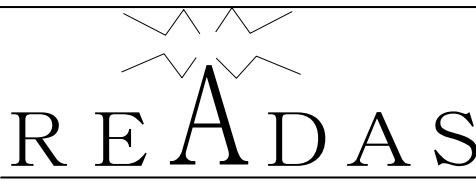


第 5933 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 4月10日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成29年4月～6月の裁決事例が公表

Q：平成29年4月から6月の裁決事例が公表されたとか。どんなものがありましたか？

A：10件の公表がありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成29年4月から6月までの裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が3件、所得税法関係が2件、法人税法関係が1件、相続税法関係が2件、消費税法関係が2件の10件でした。

主なものには、次のものがありました。

【国税通則法】

請求人らは、相続税の申告書を申告期限までに提出しなかったのは、法定申告期限において、被相続人が受け取るべき損害賠償金の額が確定しておらず、全ての相続財産を反映した相続税の申告書を作成することができなかったためであるから、国税通則法の無申告加算税に規定する「正当な理由」があると主張しましたが、審判所は、法定申告期限までに相続財産の一部しか判明しなかったとしても、その判明した部分だけで基礎控除額を超える場合には、期限内申告書を提出しなければならず、納税者が、相続税の申告書の提出を要すると認識し、又は認識し得た場合において、期限内申告書を提出しなかった場合には、「正当な理由」があるとは認められないと解するのが相当であるところ、請求人らは、法定申告期限までに、税理士から基礎控除額を超え、申告が必要であることを認識していたのであるから、「正当な理由」があるとは認められないとして、主張を退けました。

